

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2022年 5 月25日

【会社名】 株式会社カルラ

【英訳名】 Karula Co.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 井上 善行

【本店の所在の場所】 宮城県富谷市成田九丁目 2 番地 9

【電話番号】 022(351)5888

【事務連絡者氏名】 専務取締役 伊藤 真市

【最寄りの連絡場所】 宮城県富谷市成田九丁目 2 番地 9

【電話番号】 022(351)5888

【事務連絡者氏名】 専務取締役 伊藤 真市

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所
(所在地) (東京都中央区日本橋兜町 2 - 1)

1【提出理由】

当社は、2022年5月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日
2022年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 利益準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

1. 減少する利益準備金に関する事項

(1) 減少する準備金の項目とその額

利益準備金 18,848,500円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 18,848,500円

(3) 利益準備金の減少が効力を生ずる日

2022年5月31日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 66,500,000円

その他資本剰余金 794,697,521円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 861,197,521円

(3) 剰余金の処分の効力を生ずる日

2022年5月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、<u>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u></p>	(削除)

変更前	変更後
(新設)	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>附則</p> <p>1. 変更前定款第15条の規定の削除及び変更後定款第15条の規定の新設は、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。なお、本定めは、施行日から6ヵ月を経過した日、もしくは施行日から6ヵ月以内に開催する最後の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日まで効力を有するものとする。</p> <p>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、井上善行、伊藤真市、佐藤秀幸、菊池公利、井上純子、花館達、齋藤信一及び関昌弘を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 利益準備金の額の減少 及び剰余金の処分の件	41,809	538	0	(注) 1	可決 97.91
第2号議案 定款一部変更の件	42,048	315	0	(注) 2	可決 98.44
第3号議案 取締役8名選任の件					
井上 善行	41,792	571	0	(注) 1	97.84
伊藤 真市	41,857	506	0		97.99
佐藤 秀幸	41,864	499	0		98.01
菊池 公利	41,857	506	0		97.99
井上 純子	41,808	555	0		97.87
花館 達	41,831	532	0		97.93
齋藤 信一	41,803	560	0		97.86
関 昌弘	41,819	544	0		97.90

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。